

# テイクアウト・デリバリー 新規参入補助金

飲食店等が新たにテイクアウト、デリバリーを行う際に  
必要な初期費用を補助します

対象事業者	市内の飲食店等で、政府による緊急事態宣言（令和2年4月7日）後、テイクアウトまたはデリバリーを始めた小規模事業者（フランチャイズ店は除く）。 ※小規模事業者とは おおむね常時使用する従業員の数が5人以下 （小売、卸売、飲食等の商業・サービス業）
補助金額	上限5万円（対象経費の4分の3以内の額）
対象経費	消耗品費（例：包装容器など） 印刷費（例：チラシ、メニュー表など） 広報費（例：雑誌、インターネット等への広告掲載料など） 備品費（例：おかもち、クーラーボックスなど） 賃借料（例：宅配のための車両借上料など） 委託料（例：デリバリー代行業者への初期費用など） ※事業開始日（4月7日以降）から8月31日に購入したものに限る。
対象外経費	汎用性があり、目的外使用になりうるもの 例：自動車・バイク（燃料費含む）、自転車、パソコン、タブレット、食材等 （その他、人件費、店舗の賃料等）
申請方法	申請書（要押印）を原則、郵送にて提出 ※持参でも受け付けますが、 <u>感染症拡大防止の観点から、郵送でのご提出にご協力ください。</u>
申請期間	令和2年5月11日（月）～ 令和2年7月31日（金） ※締切日の消印有効 ※募集は400件を予定。予定件数に達した時点で受付終了。
留意事項	この表はあくまで概要です。 申請前に「さいたま市テイクアウト・デリバリー新規参入補助金交付要綱」にて詳細をご確認ください URL : <a href="https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/011/001/takeoutdelivery.html">https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/011/001/takeoutdelivery.html</a>

## 書類の提出先（問い合わせ先）

さいたま市役所商工観光部商業振興課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1364 FAX 048-829-1944

MAIL [shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp](mailto:shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp)